

◎ **税務署員を名乗り、【税金の還付金がある】とだます手口が多発！**

犯人は、税務署員を名乗り、電話をかけてきます。「〇〇税務署です。税金の還付金がありますので、国税局へ直接電話してください。」等と言い、偽の国税局の電話番号を教える。

被害者が教えられた電話番号に電話すると、国税局員と名乗る者が、「返却するので、口座とキャッシュカード、それとインターネットでATMの画面を操作するので、携帯電話を用意して、最寄りのATMの前に行ってください。」と言い、

被害者がATMの前まで行って、再度電話すると、「インターネットに繋いでATMを操作するので、キャッシュカードを入れて、こちらの言うとおりにしてください。まず振込を押してください。」

※ ATMで「振込」を操作してもインターネットで繋いでいるので、税金の還付手続きになると信じさせ、預金残高を聞き出す。

被害者が「振込」のボタンを押すと、「まず、〇〇(銀行・信用金庫・信用組合の別)、次に〇〇(金融機関名)〇〇支店(支店名)、普通口座」

被害者が言われたとおりに押すと、「コード番号の暗証番号〇〇〇〇〇(相手の口座番号)と押してください。」

金額の画面が出ると、「〇〇〇〇〇〇(被害者から聞き出した概ねの金額に近い数字)と押してください。確認が出るので、確認ボタンを押してください。」

被害者が振込になっているがと言うと、「画面上は振込みに見えても、振込みになりません。30分後に振込みがされます。」などと言う。

このように、犯人は被害者に税金の還付金があると信用させた上、ATMを操作させて現金を指定する口座へ送金させています。

★国税局や税務署がATMを操作させて税金の還付手続きを行うことはありません。

国税局ではホームページで注意を呼びかけています。ご覧下さい。国税局ホームページ(担当する税務署の電話番号も確認出来ます。)

<http://www.nta.go.jp/category/topics/attention.htm>

コンビニや銀行等のATMの前で、携帯電話をかけながらATMのボタン操作している人を見かけたら、「税金の還付金がありましたか？」と一声かけてください。